



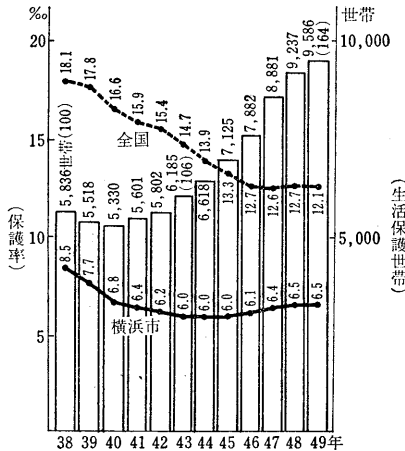
横浜の一〇年

### 4 福祉

#### まだ低い我が国の社会保障水準

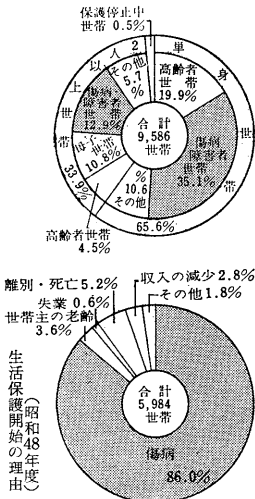
激しいインフレの進行が低所得者層の暮らしに大きな打撃を与えている中で、横浜の生活保護の保護率は全国平均の半分、人口千人当り六人台にとどまっているが、生活保護世帯数は昭和四十年を境に増加傾向に転じ、四十八年には一万世帯近くになってきている(図-20)。また保護世帯は単身世帯並びに高齢・傷病障害者・母子世帯の構成が非常に高いことが特徴である(図-21)。一方、三十六年国民皆年金制度として始まった国民年金の被保険者も逐年その数が増加し、特に任意加入被保険者の大幅な増加は注目される(図-22)。無拠出制老齢福祉年金も所得制限が緩和され、受給者は四十八年度で五万人に達するとともに、拠出制老齢年金も四十六年度からようやく支給が始まった(図-22)。しかし、成長より福祉への転換が叫ばれ福祉に対する関心も高まっている中で、我が国の社会保障の水準は、欧米各国に比較して歴史が浅い事情もあって、まだまだ低いものであり、国の抜本的な政策転換が望まれる(図-23)。

図-20 生活保護世帯数・生活保護率の推移



[注] ( )は昭和38年を100とした指数  
[資料] 民生局

図-21 生活保護世帯の類型 (49.4 現在)

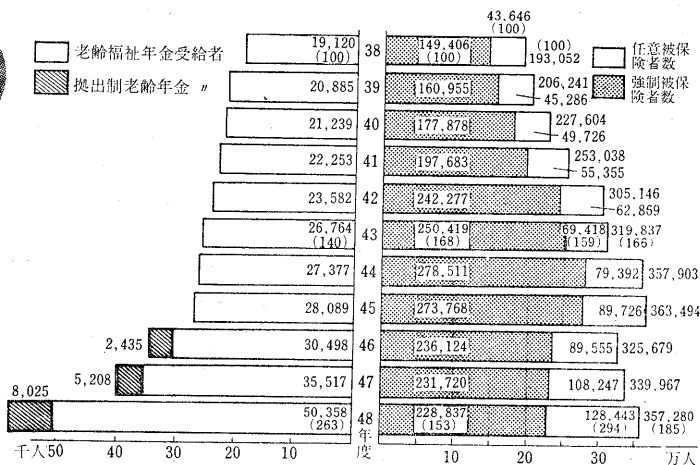


[資料] 民生局



福祉

図-22 国民年金制度の推移

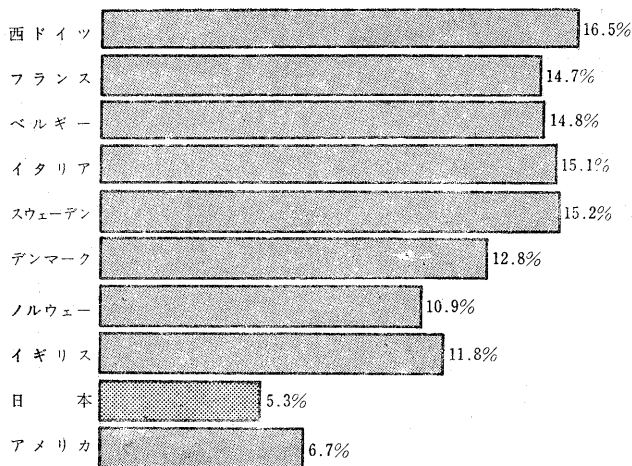


〔注〕 ① 46年度以降の被保険者数の減少は取扱機関の変更による。

② ( ) は昭和38年度を100とした指数

〔資料〕 民生局

図-23 社会保障水準の国際比較 (社会保障給付費のGNP対比)



〔資料〕 ILO 「The cost of social security 1967, 1972」 (日本 1969, その他 1966)



横浜の一〇年

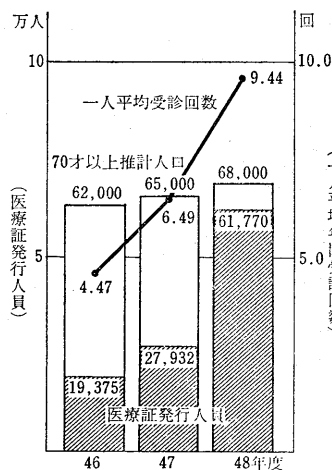
近づく高齢化社会に備えて

市内に住む六五歳以上の老人は、昭和六〇年には四十五年の約二倍に達し、高齢化社会がやってくると見込まれている(図-24)。しかし、激しい社会的変動の時代を生きてきた今日の老人達にとって都市での生活はまことに厳しいものがある。

横浜市では四十六年度に老人福祉課が新設され、国に先がけた七〇歳以上の老人の医療費無料化制度の実施(図-25)、特別養護老人ホーム・老人福祉センター・老人病医療施設等の建設、老人クラブの育成等が積極的に進められ、都市に生活する老人にとって住みやすい環境づくりがはかられてきた(図-26)。

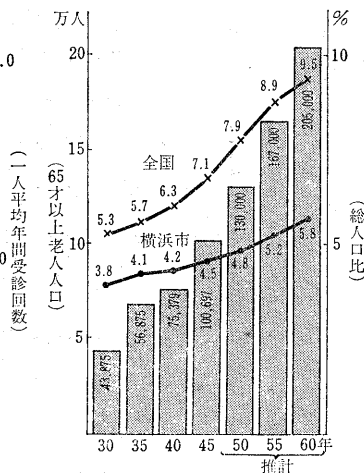
しかし、老人をとりかこむ環境は、住宅の問題、地域の問題、世代間の意識の問題等広くかつ複雑な問題が山積している。老人福祉法が制定されてから一〇年を經過した今日、人口構成の老齢化、扶養意識の変化、また核家族の進行という状況の中で、欧米諸国の福祉行政のあり方を参考に大胆な国の政策の展開が期待されている。

図-25 老人医療費援助制度の推移



〔注〕 医療証発行人員；各年3月末現在  
〔資料〕 民生局

図-24 老人人口の推移



〔資料〕 「横浜市総合計画・1985」  
「厚生白書昭和48年版」



図-26 横浜市の老人福祉対策体系 (49. 4. 1 現在)

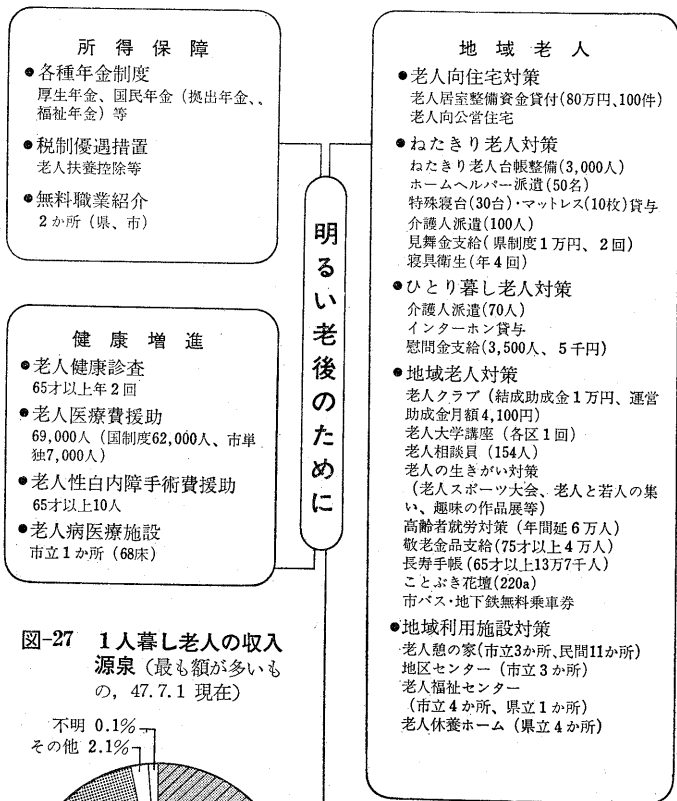
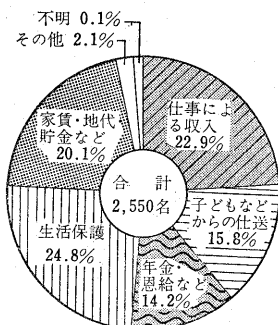


図-27 1人暮らし老人の収入源泉(最も額が多いもの、47.7.1 現在)



【資料】「ひとり暮らし老人生活実態調査報告書」(民生局)

【注】①市の制度のほか国・県によるものも含む  
②「施設福祉」には昭和49年度中に開設を予定するものを含む

【資料】民生局

### 施設福祉

- 養護老人ホーム  
市立2か所(420人)、民間3か所(350人)
- 特別養護老人ホーム  
市立2か所(130人)、民間1か所(150人)
- 軽費老人ホーム  
民間1か所(50人)



横浜の一〇年

障害者の暮しに自信とゆとりを

心身に障害をもつ市民にとって都市での生活は不安がいっぱいである。横浜市では、二万二千人と見込まれる身体障害者や(図-28)精神薄弱者のくらしに少しでも自信とゆとりを願い、通園施設・養護学校・身体障害者更生授産施設等の建設が進められ(図-29)、同時に、施設づくりだけでなく発生予防から始まるきめの細かい施策の充実がはかられてきたが(図-30)、まだ充分なものとは言えない。たとえば、道路・交通機関・公共施設等も障害者の利用しやすさという点での配慮はほとんどなされてこなかった。横浜市ではこれを改善するために街づくりを障害者の立場から見直すとともに、障害者が家族・地域社会の中で一般市民と同じように生活していけるような方策についても検討を進め、四十九年度から「福祉の風土づくり」に着手した。

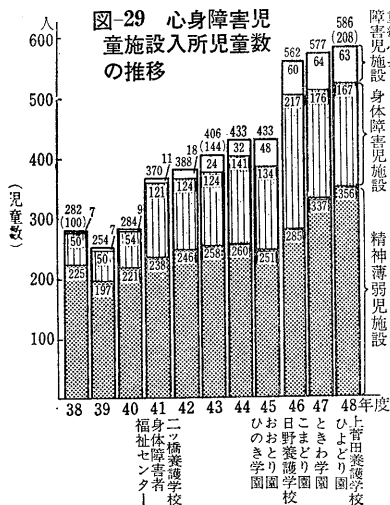
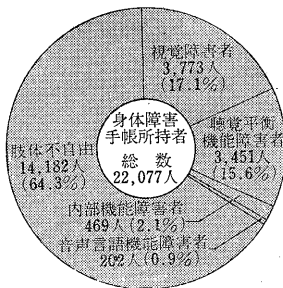


図-28 身体障害者手帳交付状況 (昭和48年度末現在)



身体障害者手帳交付原因別内訳 (昭和48年度交付数 1,879名)



[注] ①( )は昭和38年を100とした指数  
②図の下に名称は当該年度に開設した児童福祉施設・養護学校の名称である

[資料] 民生局



福祉

図-30 横浜市の主な心身障害者福祉対策 (49.4.1 現在)

<p>予防・早期発見・早期治療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 母親教室</li> <li>* 妊産婦健康診査</li> <li>* 無料育児相談</li> <li>* 乳幼児精密健康診査</li> <li>* 3才児検診</li> <li>* 就学時検診</li> <li>* 育成医療</li> <li>* 療育医療</li> <li>* 養育医療</li> <li>* 小児特定疾患医療</li> <li>* 重度障害者医療</li> </ul>	<p>くらしの安定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 災害補償</li> <li>* 雇用安定</li> <li>* 年金制度</li> <li>* 特別児童扶養手当</li> <li>* 在宅障害者手当</li> <li>* 身体障害者奨学金</li> <li>* 心身障害者扶養共済</li> <li>* 税制優遇措置</li> <li>* 各種軽減措置</li> <li>* 重度障害者診断料補助</li> <li>* スピーチエイド給付</li> <li>* 盲導犬貸与</li> <li>* 世帯更生資金貸付</li> </ul>	<p>くらしの介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 在宅障害児野外訓練会</li> <li>* 在宅精神薄弱者訓練会</li> <li>* 精神薄弱者体育大会</li> <li>* 身体障害者体育大会</li> <li>* 家庭奉仕員派遣</li> <li>* 介護人派遣</li> <li>* 在宅障害児緊急一時保護</li> <li>* 寝具衛生</li> <li>* 特殊寝台貸与</li> <li>* 補装具交付・修理</li> <li>* 公営住宅優先入居</li> <li>* 重度障害者日常用具給付</li> <li>* 住宅設備改良費補助</li> </ul>
---	--	---

<p>障害を克服するリハビリテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 在宅精神薄弱者巡回相談</li> <li>* 在宅重度障害児巡回訪問指導</li> <li>* 在宅重症心身障害児療育講習会</li> <li>* 在宅肢体不自由児療育講習会</li> <li>* 在宅精神薄弱児通所指導訓練</li> <li>* 在宅心身障害児通所指導訓練</li> <li>* 在宅心身障害児通所訓練会助成</li> </ul>	<p>もっと街へ出やすく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 福祉の風土づくり</li> <li>* 民生児童委員</li> <li>* 手話通訳者・ろうあ者相談員</li> <li>* 精神薄弱者相談員</li> <li>* 身体障害者相談員</li> <li>* 公園・市庁舎等公共施設改善</li> <li>* 道路整備改善</li> <li>* 交通機関整備改善</li> </ul>
---	---

教育種の保障と施設福祉サービス										
障害別	年齢	乳幼児期	小学校期	中学校期	成人期	老人期	備考			
		1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11	12 13 14 15	16 17 18 19 20	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65				
身体不自由	肢体不自由	肢体不自由児施設 76	上智田養護学校 76	肢体不自由児施設 81		肢体不自由者更生施設 6 身体障害者児童施設 市立外 98* 重度障害者児童施設 19 重度障害者児童養護施設 4* 身体障害者養護施設 4			* 他障害者を含む	
	視覚障害		特殊学級 14	盲学校 135						
	聴覚障害		盲学校 8			失明者更生施設 2				
	内部障害		ろう学校 78							
	言語障害		ろうあ児施設 31			ろうあ者更生施設 1				
	精神薄弱者	内部障害		二ッ橋養護学校 49			内部障害者更生施設 58			
		言語障害		特殊学級 91						
		精神薄弱		特殊学級 1,299 日野養護学校 81						
		精神薄弱		松田児童発達施設 松風学園外 142 精神南西児施設 松風学園外 210			精神薄弱者進助装 17 精神薄弱者授産施設 34 精神薄弱者更生施設 松風学園外 405 福祉授産所 視具外 100*			* 身体障害者老人を含む
	重症心身障害者			特殊学級 42						
			重症心身障害児施設 63							

[注] ①市の制度のほか国・県によるものも含む  
 ②「教育種の保障と施設福祉サービス」欄の数値は教育関係は49.4.5現在、福祉施設関係は49.3.1現在における児童生徒数並びに措置者数(市立外施設を含む)を示す

[資料] 民生局「心身障害児対策の概要」・教育委員会